

# 利 用 上 の 注 意

## I 工業統計調査について

### 1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

### 2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第10号)であり、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される。

### 3 調査の期日

平成13年工業統計調査は、平成13年12月31日現在で実施した。

### 4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類(平成5年総務庁告示第60号)に掲げる大分類F—製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)である。

今回(平成13年)は従業者3人以下の事業所であって特定業種(下表参照)に該当しない事業所を調査の対象から除外するいわゆる裾切り調査で実施している。

なお、調査期日現在において、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所は集計から除外した。

※ 西暦年末尾0, 3, 5, 8年には全事業所を対象に調査する。

| 産業分類                   | 産業分類                      | 産業分類                  |
|------------------------|---------------------------|-----------------------|
| 143 ねん糸製造業             | 232 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 | 248 毛皮製造業             |
| 144 織物業                | 241 なめし革製造業               | 249 その他のなめし革製品製造業     |
| 145 ニット生地製造業           | 242 工業用革製品製造業(手袋を除く)      | 254 陶磁器・同関連製品製造業      |
| 152 ニット製外衣・シャツ製造業      | 243 革製履物材料・同附属品製造業        | 282 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 |
| 153 下着類製造業の一部          | 244 革製履物製造業               |                       |
| 156 その他の衣服・繊維製身の回り品製造業 | 245 革製手袋製造業               |                       |
| 171 家具製造業              | 246 かばん製造業                |                       |
| 173 建具製造業              | 247 袋物製造業                 |                       |

### 5 調査の方法

調査員が対象事業所に調査票を配布し、申告者の自計申告により調査した。

## 6 調査票

従業者30人以上の事業所については、「工業調査票甲」(巻末参照)、従業者29人以下の事業所については、「工業調査票乙」(巻末参照)を用いた。

## II 調査報告書の構成について

「調査結果の概要」と「統計表」とからなる。

「調査結果の概要」では、「概況」、「事業所数」など15項目についてまとめた。

「統計表」では、「I産業編」、「II市町村編」、「III品目編」、「IV付表」の4項目について編集した。

## III 統計表等の見方について

### 1 集計項目の説明

#### (1) 事業所数

平成13年12月31日現在の製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)の数である。

なお、事業所とは、普通に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものである。

#### (2) 従業者数

平成13年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。

① 常用労働者とは、次のうちいずれかの者をいう。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。

ウ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

エ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

② 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まれていない。

#### (3) 現金給与総額

平成13年1年間に、常用労働者に対し決まって支給された給与(基本給、諸手当等)及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与(常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当、臨時雇用者に対する給与、出向・派遣受入者に係る支払額、出向させている者に対する負担額等及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与等)の額の合計である。

#### (4) 原材料使用額等

平成13年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費

の合計で、消費税額を含んだ額である。

(5) 製造品出荷額等

平成13年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計で、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

(6) 在庫額並びに半製品及び仕掛品額

製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品を含んでいる。

(7) 有形固定資産に関する数字

有形固定資産に関する数字は、平成13年1年間における数字であり、帳簿価額によっている。

① 有形固定資産の取得額等には、

ア 土地

イ 建物及び構築物(土木設備、建物付属設備を含む。)

ウ 機械及び装置(付属設備を含む。)

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等の区分がある。

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額であり、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額である。

③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額である。

(8) 粗付加価値額及び生産額等の諸計算式

本書の分析項目は、次のような算式によっている。

① 粗付加価値額

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

② 生産額(従業者30人以上の事業所)

生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)  
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

③ 付加価値額(従業者30人以上の事業所)

付加価値額 = 生産額 - (内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額

④ 現金給与率(従業者30人以上の事業所)

現金給与率 =  $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

⑤ 原材料率(従業者30人以上の事業所)

原材料率 =  $\frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

⑥ 付加価値率(従業者30人以上の事業所)

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

⑦ 有形固定資産投資総額(従業者30人以上の事業所)

$$\text{有形固定資産投資総額} = \text{有形固定資産の取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減(建設仮勘定の増} - \text{建設仮勘定の減)}$$

⑧ 有形固定資産投資純増額(従業者30人以上の事業所)

$$\text{有形固定資産投資純増額} = \text{有形固定資産投資総額} - \text{除却額}$$

2 工業統計調査用産業分類の表示

(1) 産業分類中分類の名称

産業分類中分類の名称については、日本標準産業分類の中分類名を略したものを用いた。

なお、重化学工業と軽工業の区分については、下表で中分類番号を○で囲んだものを重化学工業とし、それ以外を軽工業とした。

また、産業3類型の区分については、下表で略称末尾に(基)と記したものを基礎素材型産業とし、同じく(加)と記したものを加工組立型産業、(生)と記したものを生活関連型産業とした。

(2) 産業分類細分類の名称

産業分類細分類の名称については、原則として、日本標準産業分類の細分類名末尾の「製造業」を略したものを用いた。

産業分類中分類別略称表

| 番号 | 略 称                | 産業分類中分類              | 各産業における本県の主要製造品             |
|----|--------------------|----------------------|-----------------------------|
| 12 | 食 料 品(生)           | 食料品製造業               | まぐろ缶詰、レトルト食品                |
| 13 | 飲料・たばこ・飼料(生)       | 飲料・たばこ・飼料製造業         | 緑茶、紅茶、荒茶                    |
| 14 | 織 維 工 業(生)         | 繊維工業(衣服・その他の繊維製品を除く) | 別珍、コールテン、綿糸染、組ひも            |
| 15 | 衣 服(生)             | 衣服・その他の繊維製品製造業       | 羽毛ふとん、合成繊維帆布製品              |
| 16 | 木 材 ・ 木 製 品(基)     | 木材・木製品製造業(家具を除く)     | 住宅建築用木製組立材料、特殊合板、造作材        |
| 17 | 家 具 ・ 装 備 品(生)     | 家具・装備品製造業            | 宗教用具、木製棚、戸棚                 |
| 18 | パ ル プ ・ 紙(基)       | パルプ・紙・紙加工品製造業        | 白ボール、雑種紙、その他の塗工紙            |
| 19 | 出 版 ・ 印 刷(生)       | 出版・印刷・同関連産業          | 平板印刷物                       |
| 20 | 化 学 工 業(基)         | 化学工業                 | 直接染料、香水、オーデコロン、医薬品製剤        |
| 21 | 石 油 ・ 石 炭(基)       | 石油製品・石炭製品製造業         | 潤滑油、アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材    |
| 22 | プ ラ ス チ ッ ク 製 品(基) | プラスチック製品製造業          | 合成皮革、自動車用プラスチック製品           |
| 23 | ゴ ム 製 品(基)         | ゴム製品製造業              | プラスチック製サンダル                 |
| 24 | な め し 革 ・ 同 製 品(生) | なめし革・同製品・毛皮製造業       | 婦人用・子供用革靴                   |
| 25 | 窯 業 ・ 土 石(基)       | 窯業・土石製品製造業           | 生コンクリート                     |
| 26 | 鉄 鋼 業(基)           | 鉄鋼業                  | 機械用鉄鋳物、鉄鋼切断品                |
| 27 | 非 鉄 金 属(基)         | 非鉄金属製造業              | 銅被覆線、アルミニウムはく、銅裸線           |
| 28 | 金 属 製 品(基)         | 金属製品製造業              | 鉄骨、打抜・プレス機械部分品              |
| 29 | 一 般 機 械(加)         | 一般機械器具製造業            | 木工機械、専用機                    |
| 30 | 電 気 機 械(加)         | 電気機械器具製造業            | 自動車用電球、エアコンディショナ            |
| 31 | 輸 送 機 械(加)         | 輸送用機械器具製造業           | その他の船用機関、駆動・伝導・操縦装置部品       |
| 32 | 精 密 機 械(加)         | 精密機械器具製造業            | 温度計(ガラス製)、光分析装置、医療用機械器具・同装置 |
| 34 | そ の 他 の 工 業(生)     | その他の製造業              | ピアノ、プラスチックモデルキット            |

(注)1 工業統計調査用産業分類は、日本標準産業分類のうち大分類F-製造業に基づく。

2 中分類番号を丸で囲んだ産業を重化学工業、それ以外を軽工業に分類する。

### 3 統計表等に用いた記号の用法及び注記

#### (1) 記号の用法

「 — 」:該当の数値がないもの。

「 0 」:端数四捨五入による単位未満のもの。

「 - 」:負数であることを示す。統計数値の前に付す。(マイナス)

「 … 」:該当数値が不詳のもの。

「 X 」:1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所である。

また、3以上の事業所に関する数値でも、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所は「X」表示した。

#### (2) 秘匿の数値

統計表中の「X」の数値は、総数に含まれている。

#### (3) 金額の積み上げと合計

金額を百万円単位又は億円単位で表示してある箇所は、百万円未満又は億円未満を四捨五入しているため、積み上げと合計が一致しない場合がある。

#### (4) 構成比の積み上げ

構成比は、端数を四捨五入しているため、積み上げが 100%にならない場合がある。

#### (5) 従業者規模区分

「調査結果の概要」中、従業者規模区分は次のとおりとした。

「零細規模」:従業者数 1 ～ 3 人

「小規模」:従業者数 4 ～ 29 人

「中規模」:従業者数 30 ～ 299 人

「大規模」:従業者数 300 人以上

### 4 その他

(1) この報告書は、平成14年8月に公表した速報の確報である。

(2) この報告書の数値は本県が国と連携して集計したものであるが、後日経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。

(3) 統計表のうち「Ⅲ 品目編」の産出事業所数には、ひとつの事業所でも複数の品目を生産した場合、各品目に重複して計上される。したがって、その他の統計表等における各事業所をひとつの主力品目により産業格付けして集計した事業所数とは異なる数字となっている。

(4) 全数調査年である平成10年調査においては、他の統計調査等を活用すること等により、調査対象の捕捉を従来にも増して正確に行っており、この結果、新たに調査対象に繰り入れた事業所がある。

## 5 問い合わせ先

この報告書について質疑等のある場合は、

静岡県企画部経済統計室商工係

〒 420-8601 静岡県静岡市追手町9番6号

電話番号 054-221-2240、FAX番号 054-251-7271

まで御連絡ください。